

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により届出があった大規模小売店舗について唐津市長及び地元住民から提出された法第８条第１項及び第２項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第８条第３項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和７年６月２３日

佐賀県知事 山口 祥義

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：テックランド鹿島井手店・ワークマンプラスⅡ鹿島店

所在地：佐賀県鹿島市大字井手一の谷３１４番地１ 外１

２ 届出の内容

（１）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（２）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（３）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

３ 意見の概要

意見なし

４ 意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和７年６月２３日から

令和７年７月２３日まで